

# 国立研究開発法人産業技術総合研究所標準時間制における勤務時間の特例 に関する規程

令06規程第22号  
令和7年1月15日

(目的)

**第1条** この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員就業規則（17規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第18条及び国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員就業規則（17規程第3号。以下「任期付職員就業規則」という。）第19条並びに国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員就業規則（17規程第4号。以下「契約職員就業規則」という。）第15条に規定する職員及び任期付職員の標準時間制による勤務並びに契約職員の標準的な勤務時間等についての特例に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

**第2条** この規程は、職員及び任期付職員並びに契約職員のうち、つくばセンター西事業所に設置されているスーパークリーンルームにおいて、半導体製造ラインに属してプロセス開発及び試作業務に従事する者について適用する。

(勤務時間)

**第3条** 理事長は、職員就業規則第18条第1項及び任期付職員就業規則第19条第1項並びに契約職員就業規則第15条第1項の規定にかかわらず、前条に定める者に限り、次の各号に掲げる始業時刻及び終業時刻並びに休憩時間を適用することができる。

## 一 早番勤務

- イ 始業時刻 午前6時30分
- ロ 終業時刻 午後3時15分
- ハ 休憩時間 午前10時から午前11時まで

## 二 遅番勤務

- イ 始業時刻 午前11時45分
- ロ 終業時刻 午後8時30分
- ハ 休憩時間 午後3時30分から午後4時30分まで

2 前項各号を適用する場合及び前項の適用号を変更する場合は、当該者に対して1ヶ月前までに、適用開始日、始業時刻及び終業時刻並びに休憩時間を書面により通知するものとする。

3 第1項各号を適用する者の勤務時間に関しては、前2項に規定するほか、職員就業規則第18条第2項から第6項まで、任期付職員就業規則第19条第2項から第6項まで及び契約職員就業規則第15条第2項から第5項までの規定を準用する。

## 附 則

この規程は、令和7年2月1日から施行する。

